



平成 19 年 9 月 28 日

HILLS REIT

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ヒルズリート投資法人

代表者名

執行役員 鈴木 統一郎
(コード番号: 3234)

投資信託委託業者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社

代表者名

代表取締役社長 森 寛

問合せ先

財務部長 中 村 修 次
TEL. 03-6406-9300(代表)

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する投資信託委託業者である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「本投資信託委託業者」といいます。）は、本日、金融庁より投資信託及び投資法人に関する法律第 10 条の 2 の規定に基づく業務の方法の変更の認可を取得致しましたのでお知らせ致します。

なお、当該認可申請につきましては、平成 19 年 8 月 21 日付「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ」において公表しております。

記

1. 変更の内容

本投資信託委託業者が運用を行う資産につき、不動産対応証券の種類を増やす他、不動産等に付随して取得する可能性のある民法上の動産等を追加するなど、その範囲を拡充致しました。

また、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）（以下「証取法等改正法」といいます。）の施行により発行が可能となる短期投資法人債について記載するとともに、諸法令、諸規則の制定又は改廃に合わせ、条文の削除・分割・統合等の整理及び整備並びに条数及び文言の変更など所要の変更を行い整備致しました。

2. 変更理由

①本投資法人のために必要又は有用と認められる資産に対する機動的な投資を可能とするために、運用を行う資産の種類を増やすことを検討しており、かかる運用資産の対象を変更するものです。

②証取法等改正法の施行により発行が可能となる短期投資法人債につき対応することも検討しており、それに対応するものです。

③証取法等改正法をはじめとする法令、諸規則等の制定又は改廃を受けての条文の整理及び整備並びに条数及び文言の変更を行います。

3. 認可取得日

平成 19 年 9 月 28 日

4. 今後の見通し

本投資法人の業績への影響はありません。

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>